

千葉県水産総合研究センターにおける研究活動の不正行為 及び研究費の不正使用の防止に係る方針

平成21年 3月25日制 定
平成28年10月26日一部改正

1 趣旨

この方針は、農林水産省が示した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号 農林水産技術会議事務局長，林野庁長官及び水産庁長官通知，平成27年1月21日付け一部改正）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号 農林水産技術会議事務局長，林野庁長官及び水産庁長官通知，平成26年12月18日付け一部改正）に基づき、千葉県水産総合研究センター（以下「センター」という。）が農林水産省若しくは農林水産省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型研究費又は農林水産省等からの受託研究費（以下「競争的資金」という。）を活用した研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）の防止を図るため、必要な事項を定める。

2 定義

（1）研究活動の不正行為

この方針において、研究活動の不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用とする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

ア ねつ造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（2）研究費の不正使用

この方針において、研究費の不正使用とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用とする。

3 管理・監査体制等

（1）機関内の責任体系の明確化

不正行為等の防止を図るため、センター内に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

ア 最高管理責任者はセンター長とする。最高管理責任者は、センター全体を総括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う。

- イ 総括管理責任者は次長（事務）とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。
- ウ コンプライアンス推進責任者は本所の研究室及び研究所毎に以下の職とする。コンプライアンス推進責任者は、本所の研究室及び研究所における競争的資金の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ。

| | |
|----------|-----------|
| 企画調整室 | 企画調整室長 |
| 資源研究室 | 資源研究室長 |
| 生産技術研究室 | 生産技術研究室長 |
| 流通加工研究室 | 流通加工研究室長 |
| 東京湾漁業研究所 | 東京湾漁業研究所長 |
| 内水面水産研究所 | 内水面水産研究所長 |
| 種苗生産研究所 | 種苗生産研究所長 |

- エ 研究倫理教育責任者は次長（技術）とする。研究倫理教育責任者は、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を実施する責任を持つ。

（２）競争的資金の適正な運営・管理のための基準等

- ア 競争的資金の事務は、「地方自治法」、「千葉県財務規則」、「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等、関係法規に基づき適正に処理する。
- イ 競争的資金に係る事務処理手続き及び使用のルールに関する相談受付窓口を総務課に置く。

（３）不正行為等への対応

- ア 不正行為等を行った職員に対する処分は、必要に応じて「地方公務員法」、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」等により行う。
- イ 不正な取引に関与した業者への対応については、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」により取り扱う。
- ウ 最高管理責任者は、センター内に不正防止計画推進部署を設置し、不正防止計画を策定する。不正防止計画推進部署は企画調整室とする。

（４）通報・告発

- ア 不正行為等に関する通報や告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。
- イ 不正行為等に関する通報等は、封書、電話、FAX及び面談等により通報窓口に行われるものとする。
- ウ 原則として、通報等は実名にて行われ、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的又は合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- エ 通報窓口の職員は、通報等された情報をただちに最高管理責任者に伝達しなければならない。

オ 最高管理責任者は、通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否について競争的資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告する。

カ 最高管理責任者は、通報等を受け付ける際には、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため適切な措置を講ずる。

キ 不正行為等に関する県職員による内部通報については、「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」に定めるところによる。

(5) 調査

ア 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

イ 調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、調査委員は、通報者及び被通報者の双方と直接の利害関係を有しない者で構成し、最高管理責任者が指名する。

ウ 調査委員会は、不正行為等の有無、不正行為等の内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合及び不正使用の相当額等について調査する。

エ 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

オ 調査委員会は、不正行為等の有無、不正行為等の内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合及び不正使用の相当額等について認定し、速やかに最高管理責任者に報告する。

(6) 配分機関への報告

ア 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告する。

イ 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金の管理・監査体制の状況及び再発防止計画等について配分機関に報告する。

ウ 最高管理責任者は、不正行為等の事実が一部でも確認された場合、速やかに認定し、配分機関に報告する。

エ 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況等を報告する。

オ 最高管理責任者は、調査に支障があるなど、正当な理由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に対応する。

(7) モニタリング・監査

ア 機関全体の視点からの監査体制は、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査、行政監査によるものとする。

イ 競争的資金の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。

ウ 内部監査は、統括管理責任者のほか、最高管理責任者が指名した職員により、競争的資金が「地方自治法」、「千葉県財務規則」、「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等、関係法規に基づき適正に処理されていることを定期的に確認する。

エ 統括管理責任者は、内部監査の結果を最高管理責任者に報告する。